## 第69類 陶磁製品

## 注

- 1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第 **69.04** 項から第 **69.14** 項までには、第 **69.01** 項から第 **69.03** 項までに属するとみられる物品を含まない。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第28.44 項の物品
  - (b) 第 68.04 項の物品
  - (c) 第71類の物品(例えば、身辺用模造細貨類)
  - (d) 第81.13項のサーメット
  - (e) 第82類の物品
  - (f) がい子 (第85.46項参照)及び第85.47項の電気絶縁用物品
  - (g) 義歯 (第 90.21 項参照)
  - (h) 第91類の物品(例えば、時計及び時計のケース)
  - (ij) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)
  - (k) 第95類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
  - (1) 第 96.06 項の物品(例えば、ボタン)及び第 96.14 項の物品(例えば、喫煙用パイプ)
  - m) 第97類の物品(例えば、美術品)